

第4次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

近年の社会情勢を見ると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

本町では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成31年3月に「第3次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定をしました。地域福祉計画の理念では、人と人、人と地域のつながりを大切にし、お互いに「助け合い 支え合う あたたかなまち」の構築を目指し、そして、地域福祉活動計画の理念では、誰もが安心して生き生きと暮らすために、一人ひとりが「思いやり」の心を持ち、お互いに「手をつなぎ」、福祉の大きな輪を「みんなで育てる」まちづくりをイメージし、手をつなぎ みんなで育てる 思いやりのまちの構築を目指して、地域福祉の取組を進めてきました。

このたび、令和5年度末に計画年度が終了することを受け、本町における課題を再度整理し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現に向け、また、『地域共生社会の実現に向けた取組の推進』のために「第4次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定することとします。

(2) 国の主な流れ

平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部改正がされました。この改正では、「我が事・丸ごと」の地域福祉の理念の推進や市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が示されています。「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」では、地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置付けられ、策定が努力義務となりました。(平成30年4月改正社会福祉法の施行)

また、令和2年度の改正社会福祉法により、地域共生社会の実現に向けた「重層的支援体制整備事業」が創設され、「属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施による包括的な支援体制の整備が求められています。

(市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は、令和3年4月施行)

①地域共生社会の実現に向けて

福祉は「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」を実現することが必要とされています。

地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作り、市町村には、縦割りではなく「丸ごと」の総合相談支援の体制整備が求められています。

分野・制度ごとにわかれている相談支援等を一体的に実施していく重層的な支援体制の整備が必要となっています。

②地域課題の複雑化・複合化

少子高齢化の進行、単身高齢世帯・高齢者のみ世帯及び共働き世帯の増加等により、介護や見守り、子育ての支援がこれまで以上に必要となる一方、核家族化、ひとり親世帯の増加、近所付き合いの希薄化等により、家庭及び地域の支援力が低下しています。

また、8050問題やダブルケア、ヤングケアラー等、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えており、分野別に組み立てられた縦割りの既存制度では、対応が難しいケースも顕在化してきています。

③新たな社会的課題への対応

新型コロナウイルス感染症拡大への対応により、新しい生活様式の実践が求められ、また、日常生活、社会システムが大きく変容しました。

外出自粛に起因するストレス等によるドメスティック・バイオレンス（DV）等、家庭問題の増加や生活リズムの崩壊、在宅勤務（テレワーク）やオンライン会議の拡大等による人と人とのつながりの更なる希薄化や孤立の深まり等が懸念される中、「社会的なつながり」を保つ方策の検討等が必要となっています。

④地域で取り組む防災・減災対策

近年の震災や異常気象による災害などの経験から、地域コミュニティと地域の支え合いの重要性が再確認されています。特に、配慮を要する方への実効性のある避難行動支援の仕組みづくり等が求められています。

【参考】社会福祉法改正のポイント（平成 30 年施行）

- 地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すという「地域福祉の方法」が明記されました。（法第 4 条第 2 項）
- 地域福祉を推進するにあたっての「国及び地方公共団体の責務」を定め、その責務を具体化し、公的責任を明確にするため「包括的な支援体制の整備」に努めることが規定されました。（法第 6 条第 2 項、第 106 条の 3）
- 「福祉の各分野における相談支援を担う事業者の責務」として、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につながることを努力義務とされました。（法第 106 条の 2）
- 地域福祉（支援）計画の策定が「努力義務」とされました。（法第 107 条）
- 「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」と定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられました。（法第 107 条第 1 号）
- 定期的に、その策定した地域福祉（支援）計画について、「調査、分析及び評価を行うよう努める」ことが明記され、P D C A サイクルを踏まえた進行管理の必要性が示されました。（法第 107 条第 3 項）

【参考】社会福祉法改正のポイント（令和 3 年施行）

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設することが明記され、この内容を踏まえた改正社会福祉法が令和 3 年 4 月より施行されています。（法第 106 条の 4）

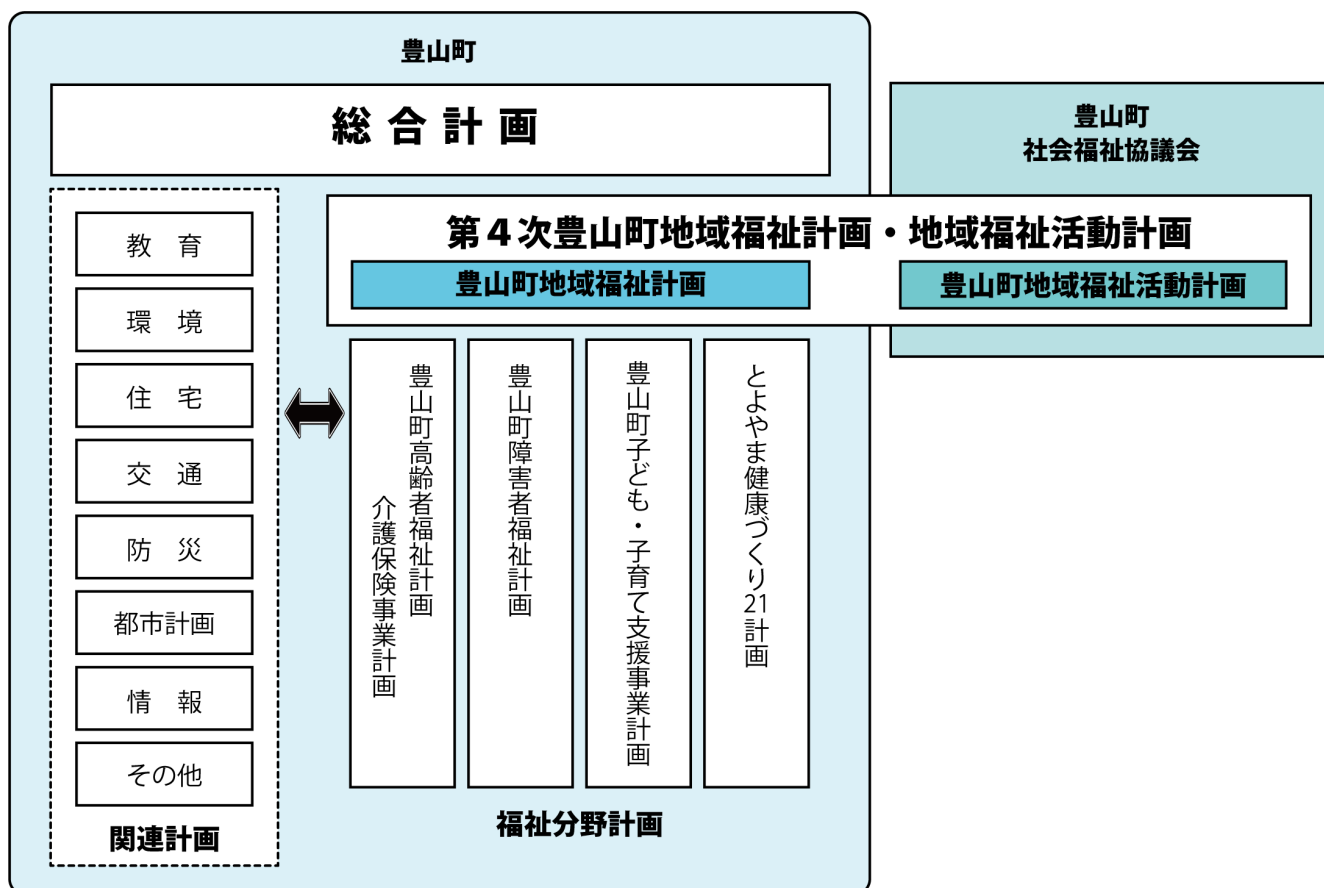
2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定されている行政計画としての「地域福祉計画」と、同法第109条に基づく社会福祉協議会がつくる「地域福祉活動計画」を一体化した計画です。

(2) 関連計画との関係

「地域福祉計画」は、本町の「総合計画」に基づく福祉分野の個別計画になり、また、「福祉分野の上位計画」として位置づけられています。よって、高齢者や障がい者、児童などの福祉に関する本町の諸計画を横断的に接続し、福祉の向上を目指す計画となります。



さらに本町では、「地域福祉計画」に生活課題の多様化、複雑化を踏まえ、過去に罪を犯した人が地域社会で立ち直るための再犯防止に向けた取り組みを内容とした「再犯防止計画」や成年後見支援、日常生活自立支援の充実を図る「成年後見制度利用促進計画」を包含する計画とします。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係について

「地域福祉計画」は、総合計画に基づき、地域福祉の推進に向けた基本理念や基本目標、施策、取組の方向等を明らかにした行政の計画です。

「地域福祉活動計画」は、住民や福祉活動を行う団体や事業者等が協働して地域福祉の推進に取り組むうえでの住民等を主役とする具体的な活動を実践するために策定する社会福祉協議会による住民等の活動計画です。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域福祉推進のための言わば車の両輪です。「地域福祉計画」は地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくり、「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」を実行するための活動や行動の在り方を定めます。

両計画は、地域福祉の推進を目的として、行政と社会福祉協議会の協働により両計画を一体的に策定し、同じ理念や方向性の下で施策を展開し、地域福祉社会の実現を進めていくものです。

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
策定の根拠法	社会福祉法第 107 条	社会福祉法第 109 条 全国社会福祉協議会 「地域福祉活動計画策定指針」
計画の性格	行政の計画	民間の活動・行動計画
計画の策定主体	住民等の参加を得て行政が策定	地域住民や各種団体が主体的に策定 (町社会福祉協議会)

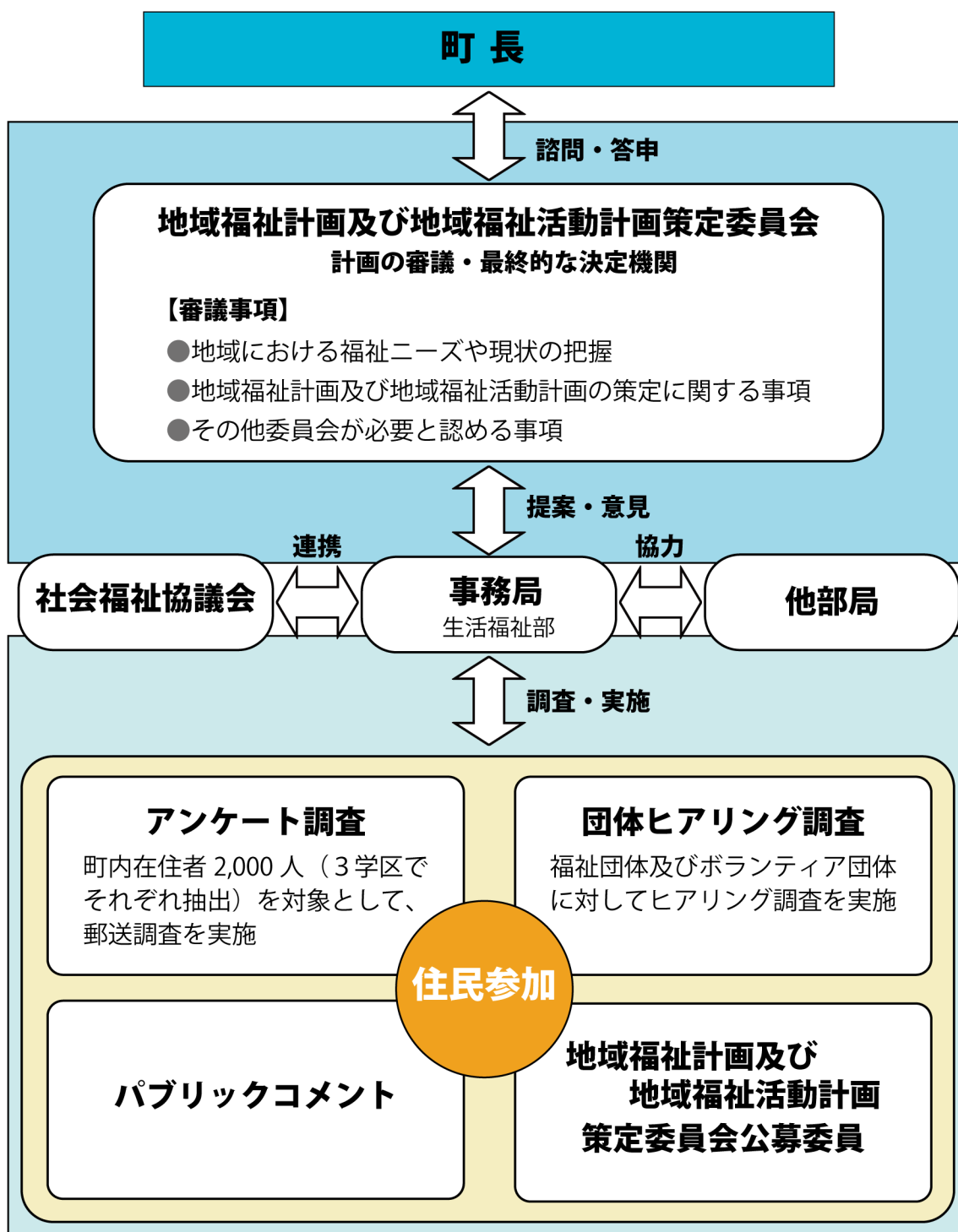
3 計画の期間

計画期間は、2024（令和 6）年度を初年度とし、2028（令和 10）年度を目標年次とする 5 年の計画とします。なお、本町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

	令和 元年	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
計画期間	第3次									
					見直し	第4次				

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、アンケート調査、団体ヒアリング調査を経て、計画素案を作成し、地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会に提案します。策定委員会では、審議事項に基づき、第4次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、町長へ答申として提出します。



第4次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定スケジュール

区分	作業内容	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
アンケート調査	発送準備(印刷・封入封緘)		■								
	調査期間		■	■							
	入力・集計			■	■						
調査結果まとめ				■	■						
団体ヒアリング	事前アンケート		■								
	ヒアリング			■	■						
計画素案作成	基本情報整理(人口推移等)	■	■								
	現行計画点検・確認 (施策評価シート作成・整理)		■	■	■						
	計画書の設計(案)検討				■	■					
	計画素案作成					■	■	■	■		
計画最終案作成	最終案作成									■	■
	パブリックコメント実施								■	■	
計画書印刷製本											■
策定委員会	4回程度開催予定		■				■	■		■	

■策定委員会 議題

- 1回目：第4次計画策定について、スケジュール案、諮問について
- 2回目：施策の現行評価、団体ヒアリングまとめ、アンケート調査結果の速報、計画構成案（基本理念、目標等）
- 3回目：計画素案
- 4回目：計画案のパブリックコメントの結果報告、答申について、計画最終案